指定管理者選定委員会における指定候補者の選定調書

（所管課：市民活動推進課）

1　施　設　名	甲賀市朝宮コミュニティセンター
2　施　設　の　目　的	地域住民による自主的な地域づくりを促進し、地域住民の相互交流、社会教育、地域共生、防災等の総合的な地域活動の推進に寄与する地域コミュニティ活動を高め、地域連携の促進に寄与すること。
3　施　設　の　概　要	所在地：甲賀市信楽町上朝宮467番地 施設構造：鉄筋コンクリート造2階建　延床面積：439㎡ 1階：和室（36㎡）、調理実習室（16㎡） 2階：和室（79㎡）
4　募　集　方　法	非公募
5　指　定　期　間	令和9年4月1日　から　令和14年3月31日　（5年間）
6　管　理　業　務　内　容	運営に関する業務 ①職員の雇用及び労務管理業務 ②施設の貸出・受付業務 ③備品等貸出業務 ④広報宣伝業務 ⑤提案事業 維持管理に関する業務 ①建築物保守管理業務 ②建築設備保守管理業務 ③備品等保守管理業務 ④駐車場保守管理業務 ⑤清掃業務 ⑥外構保守管理業務 ⑦植栽管理業務 ⑧警備業務 ⑨廃棄物処理業務
7　指　定　管　理　料（参考額）	（指定管理料限度額）　18，670，000　円 （年間指定管理料）　3，734，000　円 消費税及び地方消費税含む
8　指　定　候　補　者（代表者名）主たる事務所の所在地	（団体名・代表者名）朝宮自治振興会　会長　井田　龍平 （所在地）甲賀市信楽町上朝宮467番地 （設立年月日、事業概要）平成23年6月18日設立 地域の実情に応じて課題解決に向けた事業を実施。
9　指定候補者の選定理由	朝宮コミュニティセンターは、地域の拠点施設として位置づけられている施設であり、当該地域の団体を指定管理者として指定することにより、設置目的の推進と維持管理費の節減及び地域住民の公平な利用が図れるものです。 このことから「甲賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第

<table>
<tr><td></td><td colspan="3">5条第1項第4号により、非公募による指定管理者として朝宮自治振興会を指定します。</td></tr>
<tr><td>10　選定委員
＊委員長
（50 音順、敬称略）</td><td colspan="3">木田　嘉明　学識経験を有する者　税理士
＊中嶋　慶喜　学識経験を有する者　社会保険労務士
横川　悦子　その他市長が適当と認める者　元行政職員
吉川　徹　その他市長が適当と認める者　商工会事務局長</td></tr>
<tr><td>11　選定委員会</td><td colspan="3">第5回　指定管理者選定委員会
開催日　令和8年10月23日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">12　選定基準</td><td>評価項目</td><td>適</td><td>不適</td></tr>
<tr><td>①施設の利用者の公平な利用を確保することができる</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>②施設の効用を最大限に発揮させるものである</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>③施設の適切な維持及び管理が図られるものである</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>④施設の管理に係る経費の縮減が図られるものである</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>⑤施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有する</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>13　選定結果</td><td colspan="3">■　当該施設の指定候補者として適当である。

□　当該施設の指定候補者として不適である。</td></tr>
<tr><td>14　附帯意見</td><td colspan="3">本件においては、各評価項目の概要について以下のとおり示す。

①これまでの管理運営において大きなトラブルはないことから、今後も公平な利用の確保が期待できる。
②老朽化した施設の効用を最大化するために、バリアフリー化等、利便性向上に向けた取り組みを実施している。
③定期的な点検・清掃を行うことにより施設の適切な維持及び管理が図られている。
④次期指定管理期間の事業計画において、指定管理料の算定額が現行より引き下げられており、運営経費のさらなる縮減が図られている。
⑤これまで長年にわたり地域に根差した活動をされており、当該施設の管理運営を行ってきた実績があることからこれからも安定的な事業運営が期待できる。</td></tr>
</table>

令和8年10月23日

甲賀市指定管理者選定委員会　委員長　中嶋　慶喜